

議案第122号

福岡市中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に鑑み、新型コロナウイルス感染症等に係る課税の特例の適用がある先端設備等を定める等の必要があるによる。

福岡市中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に関する条例の一部を改正する
条例

福岡市中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に関する条例（平成30年福岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(4) 家屋及び構築物 地方税法附則第62条に規定する政令で定める先端設備等に該当する事業の用に供する家屋及び構築物をいう。

第 4 条中「特定機械装置等」の次に「並びに家屋及び構築物」を加える。

附則第 2 項中「平成33年 3 月31日」を「令和 3 年 3 月31日」に改め、同項ただし書中「特定機械装置等」の次に「並びに家屋及び構築物」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。